

東北地方太平洋沖地震・長野県北部地震の被災者の方へ

医療保険の取扱いについて(お知らせ)

●保険証の提示について

被災により保険証を提示できない方は、医療機関等で次の申し立てを行うことにより保険診療が受けられます。

医療保険の種類	申し立ていただく内容
国民健康保険(国民健康保険組合)・後期高齢者医療の被保険者	氏名・生年月日・住所・連絡先(国保組合の組合名)
勤務先の健康保険の被保険者・被扶養者	氏名・生年月日・住所・事業所名・連絡先

●医療機関窓口での一部負担金の取扱いについて

災害救助法が適用された裏面の市町村に住所を有する方(震災後に住所を移転された方も含みます)で、次の①～⑥のいずれかに該当する方は、平成 23 年 5 月診療分までの一部負担金の支払いが免除されます。

該当する方は受診の際に、その旨を医療機関に申し出てください。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者が行方不明である
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域(福島第 1 原発の 30 キロメートル以内)であるため避難又は退避を行った

●神戸市での健康保険加入について

◆一時避難されてきた方(住所は被災地に残されている方)

被災地で加入していた国民健康保険、後期高齢者医療、又は勤務先の健康保険の資格により受診していただくこととなりますので、保険証の再交付等は被災地の市町村にご相談ください。(当面は保険証がなくても上記のとおり受診は可能です。)

◆神戸市に住民登録を移される方

- ・被災地で国民健康保険に加入されていた方は、区役所・支所・出張所で転入届と併せて国民健康保険の加入手続きを行ってください。神戸市の保険証を交付します。
- ・後期高齢者の方は、転入届により自動的に兵庫県後期高齢者医療の加入者になり、保険証が交付されます。
- ・勤務先の健康保険に加入されていた方は、退職により資格喪失された方を除き、当面、勤務先の健康保険の資格により受診してください。

※神戸市の国民健康保険・後期高齢者医療に加入された場合の保険料の取扱いについては、区役所の保険年金医療課、北須磨支所市民課にお問い合わせください。

災害救助法適用市町村のうち一部負担金の免除等が適用される地域

① **岩手県**全34市町村、

宮城県全35市町村、

福島県福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、

青森県八戸市、上北郡おいらせ町、

茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、

栃木県宇都宮市、

千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町

(平成23年3月14日17時30分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

② **長野県**下水内郡栄村、

新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

(平成23年3月12日17時00分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

※上記に住所を有する(地震の発生以後、①及び②の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)者に対して、一部負担金の免除等が適用される。

神戸市の国民健康保険・後期高齢者医療に関するお問い合わせは

住所地の区役所の保険年金医療課、北須磨支所市民課まで

◎ 東灘区役所	TEL 841-4131 (代)	◎ 須磨区役所	TEL 731-4341 (代)
◎ 灘区役所	TEL 843-7001 (代)	◎ 北須磨支所	TEL 793-1212 (代)
◎ 中央区役所	TEL 232-4411 (代)	◎ 垂水区役所	TEL 708-5151 (代)
◎ 兵庫区役所	TEL 511-2111 (代)	◎ 北区役所	TEL 593-1111 (代)
◎ 長田区役所	TEL 579-2311 (代)	◎ 西区役所	TEL 929-0001 (代)